

## 令和2年度一般社団法人兵庫県電業協会「安全衛生表彰」実施要領

### 1 目的

この実施要領は、「一般社団法人兵庫県電業協会表彰規程」(昭和61年8月6日制定)に基づき、優秀な安全成績と技術成績をあげた者を表彰するため、必要な事項を定めることを目的とする。

### 2 安全衛生表彰

#### (1) 対象者

ア 対象者は、国、兵庫県、県内市町及び独立行政法人等の外郭団体から直接発注された電気設備工事(税抜500万円以上の工事)を県内で施工した会員会社の従業員とする。

イ 同一年度内で、上記アのいずれかのうち、1社1件を対象とする。

ウ 共同企業体工事は、共同企業体が申請の対象となるが、構成員各社が単独で申請することも出来るものとする。単独申請の場合の社名欄の記載は、正式企業体名を記載した後に申請会社名を記入する。また、請負金額の記載は、上段に企業体受注額の総額を記入するとともに、下段に申請会社施工分の受注額を記入するものとする。

#### (2) 表彰基準

表彰は、次の条件を満たす工事担当者の中から選定する。

ア 施工技術が優秀であること。

イ 工事期間中無事故であること。

ウ 安全衛生管理体制が確立・有効に運営され、その活動が積極的で効果をあげ、施工についても、工程・現場の管理が十分に行われていること。

#### (3) 表彰選定方法

ア 対象工事は、平成31年4月1日から令和2年3月31日までに工事が完了し、かつ国、県等発注者の完成検査を合格したものとする。

イ 施工技術の認定については、必要に応じ、発注者である国・県等の意見を参考にするものとする。

### 3 表彰の申請

(1) この表彰を受けようとする会員は、協会が指定する日までに「安全衛生優良工事表彰申請書」(別紙様式)を提出するものとする。

(2) 技術・安全委員会は、申請書に基づき必要な調査を行ない、意見を付して会長に提出する。

### 4 表彰受賞者の決定

会長は、表彰選考委員会の答申に基づき、理事会の承認を得て表彰受賞者を決定する。

### 5 表彰の時期

表彰は、安全衛生推進大会など表彰に相応しい協会行事の場で行う。

### 6 表彰の方法

表彰は、表彰状及び記念品を贈り顕彰する。